

農業振興地域整備計画変更理由書

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第 13 条第 1 項）

該当するもの全てに○を記入

☐	基本方針の変更	☐	農業振興地域の区域の変更	☐	基礎調査の結果	☐	○	経済情勢の変動その他情勢の推移
--------------------------	---------	--------------------------	--------------	--------------------------	---------	--------------------------	---	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積(㎡)		変更理由	根拠法令等 (除外の場合の み)	備考
				面積(㎡)	うち農地(耕地) 面積(㎡)			
1	除外	農業用 施設用地 → 除外	小林市堤字岩瀬 4421 番 2	427	427	一般住宅及び車庫の設置による。	法第 13 条第 2 項	
2	編入	編入 → 農地 (畑)	小林市須木下田字永田 1351 番	1,031	1,031	将来的に優良農地として維持・確保すべき 農地と認められる。	—	
3	除外	農業用 施設用地 → 除外	小林市南西方字一重原 6257 番 13	396	396	錯誤による。	法第 13 条第 2 項	
4	除外	農地(田) → 除外	小林市野尻町紙屋字中水流 2320 番	2,238	2,238	非農地決定による。	法第 10 条第 3 項 非該当	
5	除外	農地(田) → 除外	小林市野尻町紙屋字三本松 2604 番 1	748	748	非農地決定による。	法第 10 条第 3 項 非該当	
6	除外	農地(田) → 除外	小林市野尻町紙屋字肥前田 4187 番 1	274	274	非農地決定による。	法第 10 条第 3 項 非該当	
			〃 4187 番 2	256	256			
			〃 4187 番 3	290	290			
			〃 4187 番 4	130	130			
7	除外	農地(畑) → 除外	小林市須木下田字中野 282 番 1	10,493	10,493	工事作業用道路の設置による。	法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号	

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。
* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

- * 「うち農地（耕地）面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地 A 分類、B 分類を除いた面積を記入する。
- * 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。
- * 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第 13 条第 2 項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第 10 条第 4 項（及び施行令第 8 条第 1 項の該当する号、施行規則第 4 条の 5 第 1 条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第 10 条第 3 項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変 更 内 容	変更理由	備 考